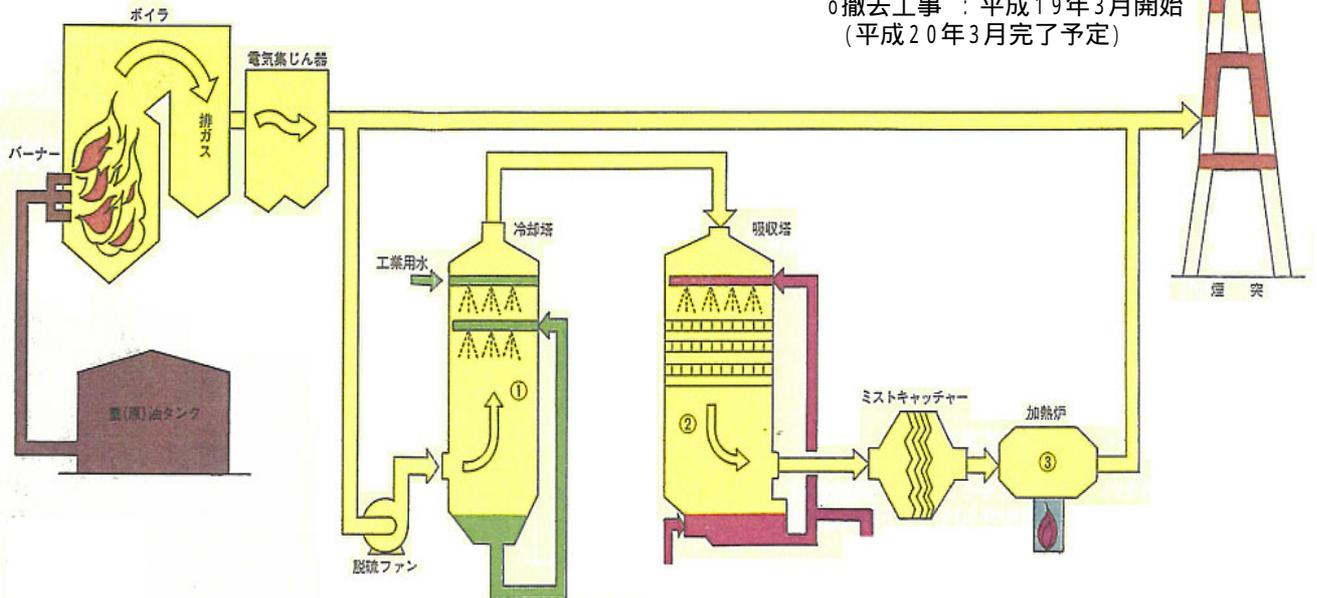


排煙脱硫装置のしくみ(湿式石灰-石こう法)

【1号排煙脱硫装置】
 ○運用開始：昭和51年6月
 ○廃止届：平成19年1月
 ○撤去工事：平成19年3月開始
 (平成20年3月完了予定)



重油あるいは原油の中に含まれている硫黄分は燃焼により酸素と化合し、亜硫酸ガスとなります。大量の煙の中に含まれるごくわずかな亜硫酸ガスを煙突の手前で取り除く装置を排煙脱硫装置といいます。亜硫酸ガスの発生は低硫黄燃料を燃焼することでも抑制できることから、この排煙脱硫装置は1,2号とも、平成10年10月から休止運用していましたが、低硫黄燃料を継続的に使用することにより今後とも当装置を運転する見込みがないことから、自治体と環境保全協定を改定し、平成19年1月に廃止しました。これに伴い、平成19年3月から撤去工事を行っています。

火災状況

(● : 作業員)

